

一般社団法人こうなん区民利用施設協会
横浜市東永谷地区センター利用要綱

制 定 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 一般社団法人こうなん区民利用施設協会（以下「協会」という。）が港南区長（以下「区長」という。）から管理運営を委託（指定管理者の指定を含む）された横浜市東永谷地区センター（以下「センター」という）の、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティーの形成を促す場としての利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

2 別表（1）に掲げる施設（体育室を除く）は原則として団体占有利用（2名以上）とする。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月28日から1月4日までとする。

2 協会の会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、区長と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(占有利用)

第5条 施設（料理室を除く）を団体で占有利用する者は、次の表の午前、午後①、午後②、夜間の利用時間帯で利用する。

[平日]

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ~ 正 午
午後①	正 午 ~ 午後 3時
午後②	午後 3時 ~ 午後 6時
夜 間	午後 6時 ~ 午後 9時

[日曜・祝日]

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ~ 正 午
午後①	正 午 ~ 午後 3時
午後②	午後 3時 ~ 午後 5時

- 2 料理室を団体で占有利用する者は、次の表の午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A、夜間Bの利用時間帯で利用する。

時間帯	時 間
午前A	午前 9時 ～ 午前 11時
午前B	午前 11時 ～ 午後 1時
午後A	午後 1時 ～ 午後 3時
午後B	午後 3時 ～ 午後 5時
夜間A	午後 5時 ～ 午後 7時
夜間B	午後 7時 ～ 午後 9時

- 3 体育室を団体で占有利用する者は、個人利用区分を除いた別表（2）の区分により利用する。ただし、利用区分は、利用実態に応じて適宜変更できる。なおこれにより、団体の割合が5割を超える場合には区長の承認を得るものとする。

（占有利用団体の登録）

第6条 施設を団体で占有利用する者は、港南地区センター、東永谷地区センター、野庭地区センター、桜道コミュニティハウス及び日野南コミュニティハウスのいずれかにおいて、事前に、所定の「利用団体登録票」により団体の登録を申請し、登録を受けなければならない（以下「登録団体」という。）。

（占有利用の申込み、抽選及び決定）

第7条 登録団体による施設の占有利用の申込みは、インターネットによる申込み（以下「Web予約」という。）、センターへ来館による申込み（以下「来館予約」という。）、又は電話による申込み（以下「電話予約」という。）により行うことができる。

- 2 2か月先の月（以下「利用月」という。）の1か月分の占有利用の申込みは、次のとおり抽選の申込みを受け付け、利用月の2か月前の月の12日に抽選を行い、占有利用する者を決定する。

（1）Web予約の場合 利用月の2ヶ月前の月の1日から10日まで

（2）来館予約の場合 利用月の3ヶ月前の月の1日から利用月の2ヶ月前の月の10日まで

- 3 前項の規定による決定後、施設で申込みがないものについては、利用月の2ヶ月前の月の20日（休館日の場合は来館予約及び電話予約については、その翌日）、先着順に次のとおり占有利用の申込みを受け付ける。

（1）来館予約の場合 午前9時15分から受付開始

（2）電話予約の場合 午前11時00分から受付開始

（3）Web予約の場合 午後9時00分から受付開始

（占有利用の制限）

第8条 登録団体が1か月間に施設を占有利用することができる回数は、第5条に定める一時間帯を1回とし、原則として利用月の2か月前の月は1か月に5回まで、利用月の前月及び当月は1か月に10回までとする。ただし、次の利用形態は、これを1回として取り扱うことができる。

(1) 体育室 「体育室①及び②」、「体育室①及び③」、「体育室②及び③」又は「体育室全面」の利用につき、利用時間帯1コマまで

(2) 会議室 「中会議室」、「小会議室」又は「中会議室及び小会議室」の利用につき、それぞれ連続する利用時間帯2コマまで

(3) 和室 「和室入口」、「和室奥」又は「和室全室」の利用につき、それぞれ連続する利用時間帯2コマまで

(4) 工芸室、音楽室 連続する利用時間帯2コマまで

(5) 料理室 連続する利用時間帯4コマまで

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

(個人利用)

第9条 個人が施設を利用する場合は、利用日の1週間前から、10回まで、来館予約、電話予約又はWeb予約により占有利用の申込みをすることができる。ただし、Web予約による申込みは、個人占有団体登録をした場合のみできるものとする。

2 前条ただし書きは、前項の利用回数に準用する。

(利用条件)

第10条 センターの利用の承認を得た者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を遵守すること。

(2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。

(3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。

(4) 許可なく物品の販売その他これに類する行為を行わないこと。

(5) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(利用の制限、不許可、許可取消)

第11条 利用の制限とは、主として、団体個人を問わず施設を利用する際に制限することを指す。

2 利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

3 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

(1) 営利のみを目的とする利用

(2) 地区センターの設置目的に反する利用

(3) 地区センターの秩序や公益を害するおそれのある利用

(4) 地区センターの管理上支障がある利用

(5) 大きな音、声、振動等、他の利用者の利用を妨げる利用

(6) その他迷惑行為、危険行為をしたとき

(7) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

(利用料金)

第12条 センターを団体で占有利用する者は、協会に対してその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表（1）に定める額とする。

(利用料金の徴収)

第13条 利用料金の徴収は、利用日当日の入室前までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、その限りではない。

(利用料金の返還)

第14条 利用日の7日前までに利用取消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。

2 前項の規定にかかわらず、天災、悪天候等やむを得ないと市長が認める場合は、その限りではない。

(利用料金の減免)

第15条 本市（区）が主催・共催する事業の他、別表（3）に掲げる利用については、利用料金を減免することができる。

(優先申込み)

第16条 次の表に掲げる利用については、優先申込みができることとする。

	対象となる利用
①	地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後6か月以内かつ6回までとする。）
②	その他会長が必要と認めた場合

(免責)

第17条 この要綱の規定によりセンターを利用する者又は入館した者が負傷又は病気などによって生じた損害については、協会は一切の責を負わない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

一般社団法人こうなん区民利用施設協会
東永谷地区センター利用要綱運営細則

制 定 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人こうなん区民利用施設協会東永谷地区センター利用要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、東永谷地区センター（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 要綱第4条2項に規定する、休館日以外の日に開館しない日は、次に定める定期点検日とする。

定期点検日	毎月第3月曜日
-------	---------

(図書の貸出)

第3条 図書の貸出しは、一人6冊までとし、貸出し期間は2週間以内とする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年1月5日から施行する。

別表（１）部屋別利用料金

施 設		利用料金(3H) (円)	日曜・祝日 最終コマ(2H) (円)	備 考
室 名	面 積 (㎡)			
中会議室	54.6	750	500	
小会議室	29.4	420	280	
和 室	53.8	750	500	10 畳間 370 円 (250 円) ×2 間
工 芸 室	52.4	720	480	
料 理 室	62.1	660	660	1 コマ 2 時間 (2 コマ連続利用可) ただし、空き部屋予約の翌日 (前々月 21 日) 以降の予約で、料理以外の目的で利用する場 合の利用料金を 4 6 0 円/2 時間とします。 大きな音響等を伴う場合には当日予約のみと し、隣接する小会議室の利用がない場合に限 ります。
多目的室	63.8	1,020	680	
体 育 室	530.8	1,920	1,280	2/3 面 1,280 円 (850 円) 1/3 面 640 円 (430 円)

※ () 内は日曜・祝日の最終利用時間帯の料金 (2 時間)

別表（２）体育室の利用区分

	日・祝	月	火	水	木	金	土
午 前	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
午後①	団体	団体	団体	個人	個人	団体	個人
午後②	個人	個人	個人	個人	個人	個人	個人
夜 間	—	団体	団体	団体	団体	団体	個人

別表（３） 利用料金の減免

	対象となる利用	減免の割合
①	<ul style="list-style-type: none"> ・本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合 ・地区センターが自主事業等を行うために利用する場合 	10割

②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他会長が公益上特に必要と認めた場合	5割又は 10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

- 2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書（第3号様式）をセンターへ提出する。
- 3 センターは前項の申請書を審査し区役所と協議の上、利用料金減免通知書（第4号様式）を交付する。